

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）

IO.1 マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係るリスクの認識・協調				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	「政策会議」の体制強化	マネロンによる不正な資金の流れの複雑化・多様化に的確に対応するため、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議（以下、「政策会議」）の参加省庁拡大等により、「政策会議」の体制を強化する。	令和6年度末	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、その他関係省庁
(2)	「基本方針」等の進捗管理及び更新	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針（2022年5月19日決定・公表）（以下、「基本方針」）及び本行動計画の進捗状況を「政策会議」でフォローアップし、必要に応じ「基本方針」を更新する。	継続実施	同上
		我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策(以下、「マネロン等対策」)の強化の進捗状況を的確に把握するため、FATF基準も踏まえ、適切な統計データ等を特定し、継続的に把握する。	令和6年度末	同上
		関係省庁及び業界団体が緊密に連携し、マネロン等対策の強化に向けて取り組むため、次期「基本方針」等の検討において、民間有識者及び関係業界団体等の意見を聴取し、聴取した意見を反映させる。	令和8年度末	同上
(3)	国内外情勢の変化等を踏まえたタイムリーなリスク評価の更新等	国内外の情勢変化等を踏まえタイムリーにリスク評価を見直すこととし、犯罪収益移転危険度調査書については毎年、拡散金融リスク評価書については定期的に更新する。	継続実施	同上
		犯罪収益移転危険度調査書及び拡散金融リスク評価書等を踏まえ、定期的な意見交換等の場を設け、関係省庁間でリスク認識の向上につなげる。	継続実施	同上
IO.2 国際協力				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	国際機関等との連携強化	FATF、APGの活動支援等を通じ、国際的なマネロン等対策に貢献するとともに、インターポール、エグмонт・グループ等の国際機関等との連携	継続実施	警察庁、財務省、外務省

		強化に取り組む。		
(2)	効果的かつ時機を得た捜査共助・逃亡犯罪人引渡の実施	国際業務に従事する検察庁及び警察職員に対して、捜査共助・逃亡犯罪人引渡に関するトレーニングを実施し、これら手続に対する理解を深め、積極的な活用につなげる。	継続実施	法務省、警察庁
(3)	外国のカウンターパートとの(2)以外の情報交換の促進	JAFIC と外国 FIU の情報交換がより広範かつ効果的なものとなるよう、FIU 間の情報交換枠組みの一層の充実を図るとともに、活発な情報交換を実施する。	継続実施	警察庁、外務省
		外国当局から要請された口座凍結に対し、適切な対応を推進する。	継続実施	同上
		監督当局等による他国のカウンターパートとのマネロン・テロ資金供与等に関する情報交換を継続するとともに、必要に応じて更に発展させる。	継続実施	金融庁、その他特定事業者監督官庁

IO.3 マネロン・テロ資金供与対策に係る金融機関・暗号資産交換業者（VASPs）の監督・予防措置

	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	金融機関等によるリスクベースアプローチに基づく取組の促進等	マネロン・テロ資金供与対策に係る重要性等の周知徹底により、金融機関・暗号資産交換業者（以下、「金融機関等」）のリスク理解を更に向上させ、リスク評価に基づくリスクベースの実効性ある取組を促す。また、必要に応じて、マネロン・テロ資金供与対策に関する検査監督ガイドラインを更新する。	継続実施	金融庁、その他金融機関監督省庁
		政府広報も活用して、官民が連携して国民の理解を促進しつつ、金融機関等による継続的な顧客情報管理に基づく顧客のリスク評価の取組を推進する。	継続実施	同上
(2)	監督当局による金融機関等に対するリスクベースアプローチに基づく検査監督の実践等	マネロン・テロ資金供与対策に関するノウハウの共有や共同研修の実施などの監督当局間連携の取組を推進するとともに、リスクベースアプローチに基づくメリハリのある検査監督の取組を実践する。ブロックチェーンや暗号資産等を活用した技術による新たな金融商品・サービスを提供する金融機関等において、必要なリスク低減措置等が実施されるよう取り組む。	継続実施	同上

		また、金融機関等の取組を改善させるため、効果的かつ抑止力のある措置を実施する。	継続実施	同上
(3)	取引モニタリング 共同システムの充 実・効率化、金融機 関等の取引モニタ リング等の強化	為替取引分析業者の検査監督等を通じて、共同システムの安定運営を確保しつつ、金融機関等による取引モニタリング等を強化する。	継続実施	同上
IO.4 マネロン・テロ資金供与対策に係る特定非金融業者及び職業専門家（DNFBPs）の監督・予防措置				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	DNFBPs のリスク 理解向上とリスク ベースアプローチ に基づく取組の促 進等	マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン等の周知徹底により、DNFBPs のリスク理解を向上させ、適切なリスクベースアプローチに基づく取組を促す。その上で、必要に応じて、ガイドラインの更新やガイドラインに関するよくある質問（FAQ）の策定を行う。 また、マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドラインの実施期限を明確化する。	令和8年度末	DNFBPs 監督官庁、警察 庁、財務省
		取引モニタリングを強化するとともに、政府広報も活用して国民の理解を促進しつつ、DNFBPs による取引時確認及び継続的顧客管理の実効性を確保する。	令和8年度末	警察庁、財務省、DNFBPs 監督官庁
(2)	監督当局による DNFBPs に対する リスクベースアプ プローチに基づく検 査監督の強化	「政策会議」等において、モニタリング手法や参考事例、ベストプラクティスを共有することにより、監督当局によるマネロン・テロ資金供与対策に係るリスクベースでの検査監督を強化する。	令和6年度末	同上
		各業界団体と政府当局との定期協議の場を設けるとともに、関係省庁間で連携して地方公共団体を含む担当者の能力向上のための研修プログラムを作成し、実施する。	令和6年度末	同上
		監督当局によるリスクベースでの検査監督を実施するため、モニタリング	令和7年度末	DNFBPs 監督官庁、警察

		方針を策定する。		庁、財務省
(3)	疑わしい取引の届出の推進強化及び向上	疑わしい取引の届出の実効性を高めるため、必要に応じて、疑わしい取引の参考事例を作成・更新するとともに、疑わしい取引参考事例の共有やアウトリーチの実施等により DNFBPs の理解を深めることにより、疑わしい取引の届出の推進強化及び質・件数の向上につなげる。	令和8年度末	警察庁、財務省、DNFBPs 監督官庁

IO.5 法人等の悪用防止

	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	法人の実質的支配者情報に関する制度の改善と実効性向上	法人の実質的支配者情報に関する制度整備に向けた検討を推進しながら、株式会社が自らの実質的支配者情報を特定するため、株主である他の株式会社の実質的支配者リストを活用する方策を検討し、所要の措置を講じる。併せて、株式会社をはじめとする法人が自身の実質的支配者情報を把握することの重要性を周知する。	令和8年度末	法務省、財務省、警察庁、金融庁、経済産業省、その他特定事業者監督省庁、その他法人設立根拠法所管省庁
		実質的支配者リスト制度の実効性を高めるため、引き続きその積極的な活用を政府として推進するとともに、金融機関等による直接の確認等の検討を含む制度の利便性向上や商業登記制度との連携による実質的支配者リスト制度の活用場面の確保にも取り組み、所要の措置を講じる。		
(2)	法人の実質的支配者情報への当局によるアクセス強化	特定事業者が保持する実質的支配者情報を十分、正確、最新な状態に保つための措置を行うとともに、当局による当該情報への効率的なアクセスを確保する仕組みを検討し、導入する。	令和8年度末	金融庁、警察庁、財務省、法務省、その他特定事業者監督省庁
		公証人が定款認証を通じて保有する実質的支配者情報への当局による照会についての対応を一層迅速化する。		
(3)	法人・信託に関するリスク評価	外国で設立された法人や民事・外国信託について、日本においてマネロン等に悪用されるリスクの評価を行い、必要なリスク低減措置を検討する。	令和7年度末	警察庁、財務省、金融庁、法務省

IO.6 特定金融情報の活用

	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
--	----	------	----	--------

(1)	疑わしい取引の届出の分析の高度化	JAFICの疑わしい取引の届出の分析にICT/AI技術を積極的に活用することにより、分析の実効性・効率性の向上につなげる。	継続実施	警察庁
(2)	関係機関の連携強化	JAFICからの情報提供の充実や、定期的な意見交換等の場を設け、関係機関との連携を強化する。	継続実施	警察庁、特定事業者監督官庁

IO.7 マネロンの捜査・訴追・制裁

	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	リスクに応じたマネロン事案の捜査・訴追	高リスクと特定された前提犯罪について、とりわけ重大複雑な事案（外国において前提犯罪が行われた場合を含む）に係るマネロンの捜査・訴追を推進するため、リスクの理解向上に努めるとともに、各種通達や研修のほか、タスクフォースの枠組みに基づいて、関係省庁が連携して捜査・訴追に取り組む。	継続実施	法務省、警察庁
		マネロン罪の捜査や訴追における電子化の推進について検討し、所要の措置を講じる。	継続実施	同上
(2)	効果的で均衡のとれた抑止力のある量刑の確保	各種通達や研修等に基づいて、マネロン罪について適切な量刑を確保するべく取り組む。	継続実施	法務省

IO.8 犯罪収益の没収

	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	捜査・没収の執行	犯罪収益や、マネロンに関連する犯罪供用物の押収・没収・追徴を適切に実施するため、リスクが高い分野に関する犯罪収益追跡捜査、保全措置及び没収・追徴を執行する。	継続実施	法務省、警察庁
		マネロン等に関連する現金等の国境での差し止め、現金等の輸出入情報の警察庁への共有及び官民連携した取締り等を引き続き行うとともに、カレンシードッグの導入を始めとした新たな取締手法等、国境での取締り体制	継続実施	財務省、警察庁

		の強化に取り組む。		
(2)	適切な口座凍結検討依頼の実施	預貯金口座や暗号資産取引口座に関して、迅速かつ確実な凍結検討依頼を行う。	継続実施	警察庁、金融庁
(3)	財産回復に係る勧告 4 及び 38 の改訂対応	財産回復に係る勧告 4 及び勧告 38 の改訂並びにそれを受けたメソドロジーの改訂を踏まえ、政府内で諸外国の制度調査等を行うとともに、国内における対応を協議のうえ、必要に応じ措置を講じる。	令和 8 年度末	法務省、警察庁、財務省、金融庁
IO.9 テロ資金の捜査・訴追・制裁				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	テロ資金等提供罪の捜査・訴追	テロ資金等提供罪の捜査や訴追における電子化の推進について検討し、所要の措置を講じる。	継続実施	法務省、警察庁
		重大複雑なテロ資金供与の更なる捜査・訴追のため、タスクフォースの枠組みや各種通達に基づいて、関係省庁が連携し、態勢整備も含め捜査・訴追の執行を強化する。また、必要に応じて、国内外のテロ資金供与の状況変化も踏まえた新たな取組を検討する。	継続実施	法務省、警察庁、その他関係省庁
IO.10 テロ資金の凍結・NPO の悪用防止				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	関係機関の連携強化	遅滞なき資産凍結等の実施強化のため、迅速な制裁対象者情報の通知やベストプラクティスの共有など、関係省庁及び特定事業者（金融機関等及びDNFBPs）との連携の枠組みを強化する。	令和 7 年度末	外務省、財務省、経済産業省、警察庁、特定事業者監督官庁
(2)	テロ資金の凍結に係る事業者の理解の向上	外為法及び国際テロリスト等財産凍結法で対応すべき事項及びその具体的な対応方法を特定事業者に対し周知することで、リスク理解の向上につなげる。	令和 7 年度末	特定事業者監督官庁、財務省、警察庁
(3)	外国為替取引等取扱業者に対するテロ資金の凍結に係	外国為替取引等取扱業者によるテロ資金供与対策の態勢整備状況及びリスクに応じた対応状況について、経済制裁の迂回・潜脱等の検知を含め、リスクベースでの検査監督を強化する。	令和 7 年度末	財務省

	る検査監督の強化			
(4)	NPOの悪用防止	NPOがテロ資金供与目的で悪用されることを防ぐため、ターゲットを絞ったアウトリーチやモニタリングを継続する。	継続実施	内閣府、文科省、厚労省、 外務省、警察庁、財務省
		NPOに係る勧告8改訂及びそれを受けたメソドロジーの改訂を踏まえ、必要な対応を政府内で協議・実施する。	令和7年度末	同上
IO.11 大量破壊兵器の拡散金融対策				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	関係機関の連携強化	遅滞なき資産凍結等の実施強化のため、迅速な制裁対象者情報の通知やベストプラクティスの共有など、関係省庁及び特定事業者との連携の枠組みを強化する。	令和7年度末	外務省、財務省、経産省、 警察庁、特定事業者監督官庁
(2)	拡散金融に係る事業者の理解の向上	外為法及び国際テロリスト等財産凍結法で対応すべき事項及びその具体的な対応方法を特定事業者に対し周知することで、リスク理解の向上につなげる。	令和7年度末	特定事業者監督官庁、財務省、警察庁
(3)	外国為替取引等取扱業者に対する拡散金融に係る検査監督の強化	外国為替取引等取扱業者による拡散金融対策の態勢整備状況及びリスクに応じた対応状況について、経済制裁の迂回・潜脱等の検知を含め、リスクベースでの検査監督を強化する。	令和7年度末	財務省